
令和5年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和5年9月5日(火)

1. 議事日程第2号

令和5年9月5日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第55号から議案第66号、報告第5号から報告第7号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案の委員会付託

(議案第55号から議案第66号、請願1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第55号から議案第66号、報告第5号から報告第7号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案の委員会付託

(議案第55号から議案第66号、請願1件)

出席議員(14名)

1 番	高 倉 真由美	2 番	横 山 弘 康
3 番	衛 藤 和 敏	4 番	河 島 公 司
5 番	松 本 真由美	6 番	小 幡 幸 範
7 番	松 下 善 法	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	秦 時 雄
13番	繁 田 弘 司	14番	大 野 元 秀

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 衛藤 正 議事庶務班主幹 畑山 靖明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	副 町 長	秋 吉 一 徳
教 育 長	梶 原 敏 明	総 務 課 長	山 本 恵 一 郎
基地・防災対策課長 兼契約検査課長	宿 利 明 徳	みらい創生課長	横 山 芳 嗣
商工観光政策課長	藤 井 正 盛	税 務 課 長	和 田 育 男
福祉保険課長	臼 木 寛 章	子育て健康支援課長 兼子ども家庭支援 センター準備室長	工 藤 尚 之
建設水道課長	志津里 薫	農 林 課 長	藤 原 八 栄
農業委員会 事務局長兼 農林課参事	井 村 剛 秀	人権確立・ 部落差別解消 推進課長	小 野 英 一
会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	神 田 裕 一	教育政策課長兼 学校給食センター所長	秋 好 英 信
GIGAスクール 推進室長兼 教育政策課 指導企画監	衛 藤 公 彦	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	高 倉 徹
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	武 石 洋 子	総務課行政班主幹	帆 足 健 一
監 査 委 員	河 野 好 美		

午前10時00分開議

○議 長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の持込みは禁止されております。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

また、本日は、タブレット操作補助のため、支援職員の議場内入場を許可しています。

皆さんに申し上げます。暑いときは上着をお脱ぎになっても結構です。執行部の皆さんも同様いたします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は、議案質疑となっております。

議案質疑に入る前に、令和4年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美君。

○監査委員（河野好美君） おはようございます。監査委員の河野です。

令和4年度玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査並びに玖珠町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査を小幡監査委員と実施しましたので、その結果について報告します。

初めに、玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査について報告します。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和4年度玖珠町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他、政令で定める書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和4年度玖珠町水道事業会計決算書類及び同附属書類について、それぞれ町長から審査に付されましたので、決算関係帳票、証書類等の照合を行い、各主管部署から審査に必要と認められる資料の提出を受け、決算に関する説明を聴取して、慎重に審査した結果、各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて法令に準拠して作成されており、計数も正確であるものと認められました。

なお、決算の概要並びに決算に対する意見等については、別冊、決算等審査意見書のとおりでありますので、御一読をお願いします。

それぞれのまとめについて報告します。

令和4年度玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査意見書の55ページから御参照ください。

令和4年度一般会計の当初予算は、冒頭に記載しております4点を基本方針として、前年度より3,700万円、率にして0.36%減の101億4,500万円で編成されております。また、新型コロナウイルス感染症への対応や、原油価格・物価の高騰に対する負担軽減対応など、年度中に10回にわたり予算補正を行った結果、繰越明許費を含めた予算現額は、当初予算に比べ14億4,718万2,904円、率にして14.26%増の115億9,218万2,904円となっております。

決算額については、歳入が112億2,239万3,303円、歳出が106億4,428万1,360円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億7,811万1,943円の黒字となっております。この形式収支から令和5年度への繰越事業に充当すべき財源1億468万4,000円を差し引いた額となる実質収支についても4億7,342万7,943円の黒字となっております。

また、この実質収支4億7,342万7,943円から前年度の実質収支2億8,989万2,985円を差し引いた単

年度収支についても、令和4年度は1億8,353万4,958円の黒字となっております。

歳入について意見を述べます。

一般会計の歳入総額については、町税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、県支出金、寄附金等の増額はあるものの、地方特例交付金、国庫支出金や町債等が減額となったことから、前年度より2.1%、2億3,640万6,867円の減となっております。

このうち町税の収入額は16億218万2,134円でありました。令和3年度と比べると5,889万1,334円、率にして3.8%の増となっております。この増加の要因は、新型コロナウイルス感染症による課税の減免措置の終了や固定資産税の課税免除措置の終了等によるものと考えられます。

令和4年度の不納欠損額は178万3,349円で、令和3年度と比べると1,474万5,236円、89.21%の減と大幅に改善されております。これまでの努力により、滞納繰越額も引き続き縮減されておりますので、再び上昇することのないよう、引き続き滞納者の資力・財産調査を実施し、早期の未収債権解消に努めることを望みます。

一方、ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品がメディアに取り上げられたことも影響し、令和3年度から8,367万3,804円、65.75%増加し、2億1,094万3,000円の決算となりました。

しかしながら、ふるさと応援寄附金につきましては、ポータルサイトの利用料や返礼品の輸送料等、多くの事務経費をいかに削減するかが全国の自治体共通の課題となっております。せっかくの寄附金を1円でも多くまちづくりのために役立てられるよう、困難な課題ではありますがより一層の取組をお願いします。

歳出について意見を述べます。

一般会計の歳出総額について、長夙線道路改築事業工事やコロナ対策事業等の実施により、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費等において増額となった一方、令和3年度に実施された子育て世帯への臨時特別給付金や防災行政無線、それから、デジタル化工事事業等の終了等により、総務費、民生費、商工費、消防費等が減額となったことにより、前年度から4億9,191万3,921円、率にして4.4%の減となっております。

令和元年度に策定された玖珠町行財政改革プランにおいて、財政収支の試算により示された数値では、令和5年3月末の経常収支比率を95.0%、地方債残高を75億4,300万円、財政調整基金残高を8億9,600万円としております。この経常収支比率については、令和4年度の決算で92.3%となっており、前年度と比較し3.8%上昇し、推計値の比較では2.7ポイント低い数値となっております。

町債残高については、決算残高が76億2,728万9,254円であり、前年度末との比較では3億5,162万2,986円減少、推計値と比較して8,428万9,254円下回っています。

また、財政調整基金残高は8億6,879万4,861円となっており、前年度末との比較では1億1,740万693円減少し、推計値と比較しても2,720万5,139円下回っています。

本決算において、経常収支比率の分子となる経常経費が、昨年に引き続き1.15%、額にして5,685万5,000円増加しています。これは、公債費の増額が主な要因であります。本年度以降、中学校建設

に係る償還に加え、北山田自治会館、デジタル防災無線等の償還も始まり、これまで以上に財政を圧迫することは明らかであります。

歳出全体の中で公債費は縮減できない科目であり、安定的な歳入の増加が見込めない以上、玖珠町を挙げて、その他の経常経費削減に取り組む以外には、行財政改革プランで設定した数値の達成が困難な状況であると考えます。大変厳しい状況ではありますが、徹底した進捗管理と評価により着実な推進が図られるよう望むものであります。

公共施設についても多くの施設で老朽化が進み、特にわらべの館、給食センター、メルサンホール、体育施設等の社会教育施設において老朽化が顕著となり、修繕費も年々増加している状況であります。これまで述べてきた本町の厳しい財政状況から、これら施設の管理運営に係る経費全てを町の一般財源で賄うことは困難な状況であると考えます。

一方で、コストを使用料算定の根拠とし、公共施設等の利用者と利用しない者との間に負担の公平性を確保することも行政の重要な責務であると考えられています。玖珠町行財政改革プラン実施計画においても、取組項目、受益者負担による公共料金の改定については、令和5年度中に検討し、令和6年度から実施という方針が示されております。長期的な視点に立った議論を期待します。

本町の財政状況については、決算収支や各指標から現状においては健全な状態にあると認められますが、今後においては、扶助費等の社会保障費や公共施設等の改修、更新に係る維持補修費の増加に加え、人口減少に伴う町税や交付税の減収も想定され、これまで以上に厳しい状況が見込まれます。

また、近年の局地的な集中豪雨などの自然災害は、頻発、激甚化しており、防災・減災に関する施策の継続も不可欠となっております。持続可能な財政運営のため、歳入と歳出のバランスの取れた財政構造の堅持に努め、国、県の各種補助金の動向についての情報収集、税外収入においても創意工夫による新たな財源の確保に取り組むことを望むものであります。

続いて、水道事業について報告します。

意見書の82ページからを御参照ください。

水道事業の主たる収入である給水収益については、前年度と比較して増収となっております。

徴収の状況については、全体的に大きな変動はなく、引き続き口座振替推進等による徴収強化に努力いたします。

費用については、抑制されたものとなっております。収益性を示す有収水量1立米当たりの供給単価を給水原価で割り戻すと144.1%という高い供給益率、料金の回収率となっております。これは経常費用の抑制を行いながら、給水収益の確保に努めた成果であると言えます。

一方で、配水管からの漏水により、年々有収率が低下しており、改修のための費用が今後増大することが見込まれるため、計画的な実施が必要と考えます。

投資には、コスト削減、採算性、公益者への認識が極めて重要であります。水道事業は、その性格上、独立採算を堅持しなければなりません。自立・安定した水道事業のため、一層の経営努力を望むものであります。

次に、別冊で配付しております地方公共団体の財政の健全化に関する法律における審査結果について報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度玖珠町財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について、それぞれ町長から審査に付されましたので、財政健全化関係書類、地方財政状況調査表等の照合を行い、数値に関する説明を聴取し、慎重に審査した結果、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、関係法令の規定に準拠して作成されており、各計数とも正確であると認められました。

お手元の別冊、財政健全化等審査意見書のとおりでありますので、御一読をお願いいたします。

以上で、令和4年度決算認定についての審査報告とします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） ありがとうございました。代表監査委員による審査結果の報告を終わります。

日程第1 議案質疑

（議案第55号から議案第66号、報告第5号から報告第7号）

○議長（大野元秀君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第55号から議案第61号までの7議案は、令和4年度の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第55号、令和4年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

1ページ、令和4年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書、歳入から12ページ歳出まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

13ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款町税から70ページ、22款町債まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、71ページ、歳出、1款議会費から142ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく143ページ、6款農林水産業費から184ページ、9款消防費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、185ページ、10款教育費から234ページ、14款予備費最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、235ページ、実質収支に関する調べから267ページ、基金貸付状況まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号、令和4年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

別冊となっております。お出してください。

1ページから8ページまでの歳入歳出及び9ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和4年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書10ページから41ページまでの歳入歳出及び42ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和4年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書43ページから56ページまでの歳入歳出及び57ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、令和4年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書58ページから109ページまでの歳入歳出及び110ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、令和4年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書111ページから124ページまでの歳入歳出及び125ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、令和4年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。別冊となっております。お出してください。

決算書4ページ、令和4年度玖珠町水道事業決算報告書から31ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終わります。

続いて、議案第62号から議案第66号までは、令和5年度補正予算案件です。

予算常任委員会に付託し、町執行部より詳細な説明を受けた後、議案審査を行う予定となっておりますので、議事運営に御理解をお願いいたします。

それでは、議案第62号、令和5年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

令和5年度玖珠町一般会計補正予算書（第6号）の4ページから10ページ、第1表歳入歳出予算補正について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書11ページ、第2表債務負担行為から予算書15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書16ページから21ページ、歳入最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書22ページから34ページ、歳出最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

最後に、予算書全体を通して、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、令和5年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号、令和5年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、令和5年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号、令和5年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終わります。

議案集に戻ります。

議案集13ページです。

報告第5号、令和4年度玖珠町一般会計継続費精算報告書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第7号の質疑を終わります。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議 長（大野元秀君） 日程第2、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から報告がありましたように、議案第55号から議案第61号までの7議案は、令和4年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。これを審査するため、12名で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、12名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議 長（大野元秀君） 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

△

午前10時33分 再開

○議 長（大野元秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

これから、決算特別委員会委員を指名します。

1 番 高 倉 真由美 君

2 番 横 山 弘 康 君

3 番 衛 藤 和 敏 君

4 番 河 島 公 司 君

5 番 松 本 真由美 君

7 番 松 下 善 法 君

8 番 石 井 龍 文 君

- 9 番 宿 利 忠 明 君
- 10 番 河 野 博 文 君
- 11 番 高 田 修 治 君
- 12 番 秦 時 雄 君
- 13 番 繁 田 弘 司 君

以上、12名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

委員の方々は、正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

△

午前10時35分 再開

○議 長（大野元秀君） 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に10番河野博文君、副委員長に1番高倉真由美君が選任されました。

日程第4 上程議案の委員会付託

（議案第55号から議案第66号、請願1件）

○議 長（大野元秀君） 日程第4、これより上程議案及び請願の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第55号から議案第66号の12議案は、会議規則第39条の規定により、配信している付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第66号の12議案については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日6日と7日の2日間は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日と7日の2日間は、一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月5日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 河島公司

署名議員 河野博文